

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	学校教育課
委託業務名	就学管理システムサポート業務委託
委託業務場所	大津市教育委員会事務局学校教育課
概要	就学管理システム運用に関する Q A 対応やシステム運用における指導及び障害時の復旧支援、指導など
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	4, 4 8 8, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 京都フコク生命四条柳馬場ビル 〔名 称〕 富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の選定理由	当該業者は就学管理システムの開発業者であり、システムの内容に精通している。当該業者以外の業者がシステムサポートする場合、当該システムの内容を十分理解しなければ適切な対応ができないことから、当該業務の円滑かつ適正な実施が図れるため上記の業者を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。